

平成 31 年度（2019 年度） 木造住宅への耐震シェルター一等設置費補助金受付概要

○補助の概要

龍ヶ崎市では、平成 30 年度から、地震による既存木造住宅の倒壊等による人的被害の軽減を図るため、耐震性の高いスペースを確保する耐震シェルター・防災ベッドを設置する方に対し、費用の一部を助成する事業を開始しました。

※耐震シェルター…住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間（シェルター）を作り安全を確保するもの。

※防災ベッド…金属製のフレームなどでベッドの上部を覆い、ベッド内の人を保護し就寝中の安全などを確保するもの。

○補助額

耐震シェルター等の購入、運搬、及び設置に要する費用の 2 分の 1 以内（上限 20 万円、5 戸予定）。

○募集方法

市役所 4 階の都市計画課窓口での受付となります。

※予定戸数の応募があり次第終了いたしますのでご了承ください。

○補助の条件

市税等の滞納をしていないこと。

耐震シェルター等の設置が 2020 年 2 月末日までに完了すること。

※本制度を利用されるには、事前に耐震診断を実施する必要があります。龍ヶ崎市では耐震診断に対する補助事業も実施しています。

※この補助金の交付決定前に着手された場合は、対象となりませんのでご注意ください。

○対象となる建物（一部のみ記載）

- ・市内に存する木造住宅で、所有者自らが居住している住宅であり、かつ、昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築（軽微なものを除く）されていないもの。

※木造住宅とは、建築基準法が施行される以前及び昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法の建築確認を受けて建築された、木造在来工法による戸建住宅をいいます。

- ・一般耐震診断における上部構造評点が 1.0 未満であること。
- ・既に龍ヶ崎市の制度を利用して耐震改修工事が行われていないこと。
- ・対象となる住宅の 1 階部分における主要な住居室の 1 室に設置するもの。

○申請に必要なもの

申請書に必要事項を記入、押印（認印）のほか、次の書類が必要です。

- (1) 耐震シェルター等を設置する位置を示した平面図及び写真
- (2) 耐震シェルター等の購入等に係る仕様書
- (3) 見積書の写しその他耐震シェルター等の購入等に必要な費用を確認することができる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

※平成から新元号に移行するまでの間、暫定措置として平成の後ろに西暦を併記しています。